

三、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百一十一号）

（傍線部分は改正部分・波線部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>附則 （基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置） 第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下この条から附則第二条の三までにおいて「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の四において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p>	<p>附則 （基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置） 第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下この条及び次条において「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p>	<p>附則 （基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置） 第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下この条及び次条において「新共済法」という。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。</p>

(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例)

第二条の二 国は、平成二十一年度及び平成二十二年年度の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

(平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例)

第二条の二 国は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつて

(平成二十一年度及び平成二十二年度の基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例)

第二条の二 国は、平成二十一年度及び平成二十二年年度の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

(平成二十三年年度の基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例)

第二条の三 国は、平成二十三年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、同年度について、附則第二条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を補助する。この場合において、国は、予算で定めるところにより、当該金額及び同年度において当該金額が日本私立学校振興・共済事業団に補助されたとした場合に生じるものと見込

は平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成二十三年法律第 号)第三条第一項の規定により財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金及び同法第四条第一項の規定により外国為替資金特別会計から一般会計に繰り入れられる繰入金並びに同法第五条第一項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国庫に納付される納付金を活用して、確保するものとする。

(新設)

まれる運用収入に相当する金額の合算額に達するまでの金額を、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。次条において同じ。）により確保される財源を活用して、補助するものとする。

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の四 国は、特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年以前年度の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年以前年度の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により確保される財源を活用して補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年度以前年度の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を補助するよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

